

公 告

一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

令和8年9月17日

鳥取市長 深澤 義彦

1 入札に付する事項

次に掲げる物件の売払い

- | | | | |
|-----|--------|-----------------|---------|
| (1) | 所 在 地 | 鳥取市大杵字小向170番7 | |
| (2) | 種類及び数量 | 土地（宅地） | 357.75㎡ |
| | | 建物（木造・一部鉄骨造平屋建） | 153.91㎡ |
| (3) | 最低入札価格 | 金12,512,000円 | |

2 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当するものは、入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定による一般競争入札参加停止措置を本入札の公告日から落札日までの間に受けている者
- (3) 本市の公有財産に関する事務に従事する職員
- (4) 市税の滞納がある者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいう。

ア 当該入札物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、

団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

ウ ア又はイの依頼を受けて入札に参加しようとする者

(6) その他市長が不相当と認める者

3 入札参加要領の交付等

(1) 入札参加要領の交付

入札参加要領は、鳥取市公式ウェブサイト

(<https://www.city.tottori.lg.jp/>) に掲載するとともに、次のとおり希望者に交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

令和8年9月17日(木)から令和8年10月28日(水)までの日

(鳥取市の休日を定める条例(平成元年鳥取市条例第2号)第1条第1項に規定する鳥取市の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

鳥取市幸町71番地

鳥取市総務部資産活用推進課(鳥取市役所本庁舎4階)

(2) 郵便入札による入札の可否

可とする。ただし、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものにより、8の場所に令和8年11月9日(月)必着で送付すること。

(3) 参加申込書提出

ア 受付期間及び時間

令和8年10月13日（火）から令和8年10月28日（水）までの日
（休日等を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

（1）のイに同じ。なお、郵便等により必要な書類を提出する場合は
（3）のアに定める期間内に提出し確認を受けること。

4 入札の日時及び場所

（1） 日時

令和8年11月10日（火） 午前10時

ただし、郵便等による入札書の提出期限は、令和8年11月9日（月）必
着とする。

（2） 場所

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎6階6－8会議室

5 契約書の作成

落札者は、市と財産売買契約書を作成するものとする。

6 入札保証金

入札しようとする金額の100分の5以上の額とし、入札までに、市が発行する
納付書により所定の金融機関で納入するものとする。なお、落札できなかった場合
は、入札終了後に返還する。

7 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。

8 問い合わせ先

〒680－8571 鳥取市幸町71番地 鳥取市役所本庁舎4階

総務部資産活用推進課

電話（0857）30－8135 FAX（0857）20－3948

9 その他

（1） 提出された申込書等は返却しない。

（2） その他詳細は、入札参加要領による。